

県外への里帰りを予定されている妊婦さんへ



妊婦健診をはじめ、各サービスを県外医療機関で受けるにあたって、事前申請が必要となる場合がございます。

里帰りをご予定の方は、下記の各種制度の対象時期をご確認の上、事前申請の準備をお願いします。詳細については、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<妊婦さんや赤ちゃんのための制度>

※②③④については、出生届提出後にご連絡ください。

制度等	対象時期	注意事項	申請時期
①妊婦健康診査 受診票(費用助成)	妊娠期間中	県外医療機関で妊婦健診を受ける場合、市発行の受診票は使用できません。よって、妊婦健診の委託契約または償還払い（払い戻し）手続きが必要になります。	県外での受診医療機関が決まり次第、早めに申請ください。 最低、受診1カ月前までには、申請が必要です。 <必要書類> ・妊婦健康診査申請書 他 ※償還払いの場合は最終受診日より1年以内に申請してください。
②新生児訪問	生後4か月まで	里帰り先自治体での受入れが可能な場合に限り、里帰り先でも訪問を受けることができます。 ※費用は里帰り先自治体負担となるため、確認が必要です。 (豊見城市に帰ってきてからの訪問も可能です。どちらでの訪問希望か一度ご連絡下さい)	<u>連絡時期</u> ：産後1か月ごろまで ※早め訪問希望の場合は早めにご連絡下さい <u>連絡先</u> ：豊見城市子育て支援課 (098-850-0143) ◎里帰り先で訪問を希望され受け入れ可能だった場合⇒滞在先の市町村からお母さんに直接ご連絡させていただき、日程調整の上訪問となります。
③乳児一般健康診査 (前期)(後期)	自治体によって健診時期が異なります。 豊見城市では (前期)生後3～4か月 (後期)生後9～10か月	※新生児訪問に同じ	県外等での健診を希望される場合は、早めに豊見城市へご連絡ください。

④予防接種	予防接種によって対象時期が異なります。 ⇒※参考 生後2か月から通知が始まります。	県外医療機関で予防接種を受け る場合、予防接種実施依頼書交付 申請手続きが必要となります。 また、その場合の接種費用は一 旦、自己負担にてお支払いいた だき、接種後に償還払い（払戻し） 手続きが必要となります。 ※市が定めた上限額範囲内での 払戻しとなります。	県外等での接種を希望される 場合は、早めに豊見城市へ連絡 し、申請手続きを行ってください。 <必要書類> ・予防接種実施依頼書交付申請 書 他
-------	---	--	--

<産婦さんのための制度>

制度等	対象時期	注意事項	申請時期
⑤産婦健康診査 （受診票による費 用助成）	（1回目）出産後 2 週間頃 （2回目）出産後 1 か月頃 ※出産後8週を超え ると対象外となり ます	県外で産婦健診を受ける場合、市 発行の受診票は使用できません。 産婦健診の委託契約または償還 払い（払い戻し）手続きが必要に なります。 定められた産婦健診内容以外は 対象外となります。	里帰り前の、妊婦健康診査申請 書の提出の際に、確認します。 ※償還払いの場合は、受診日よ り 1 年以内に申請してくださ い。 <償還払い時の必要書類> <u>産婦健康診査費用償還払申請</u> <u>書兼請求書</u> 他

お問い合わせ先

豊見城市 子育て支援課 ☎ 098-850-0143